黒滝村競争入札参加資格審査（令和６年度・７年度分）申請要領（建設工事）

令和６・７年度に黒滝村（教育委員会を含む。）が発注する建設工事の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札（見積）をいう。以下同じ。）に参加を希望する方は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」を提出してください。

なお、書類審査の結果、資格者は黒滝村入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札（見積）がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、ご留意願います。

１．受付対象者

建設業法第３条の規定による許可を受けている建設業者で、令和４年10月１日から令和５年９月30日までの期間を審査基準日とする、建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査を受けている者。（上記期間を審査基準日とする「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」のうち、最新のものを添付資料として提出する必要があります。申請手続中の場合は、その旨を確認できる書類により仮受付しますが、令和６年３月29日（金）までに提出してください。）

２．入札参加資格が得られない場合（欠格要件）

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

○競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

○入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者

○営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者

○申請時に、国税及び市町村税を滞納している者

○黒滝村内に本店又は営業所等を有する者又は黒滝村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあっては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において黒滝村税及び村使用料を滞納※している者

※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納しない場合を指します。

○申請時に、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

○雇用保険および健康保険、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者（または社会保険等の適用除外とされていない者）

○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

３．申請業種

建設業法第２条第１項に定める建設工事の種類（２９種類）のとおりとします。「建設工事業者カード（様式６）」に希望する建設工事の種類に○印を付け選択してください（複数選択可、業種数に制限なし）。ただし、技術職員が１人以上いる業種であって、経審の総合評定値通知書に平均完成工事高がある業種に限ります。
また、様式② 建設工事業者カードの「営業所内容」欄に営業所を記入した場合は、登録を希望できる業種は当該営業所が受けている建設業許可業種に限ります。

４．申請場所及び問い合わせ先

〒６３８－０２９２
奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地
黒滝村役場　総務課　入札係　　TEL:０７４７－６２－２０３１
FAX:０７４７－６２－２５６９
e-mail ： kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp

５．申請方法

持参または郵送とします。

○持参による申請の場合

受付時には書類の確認及び審査は行いません。

○郵送による申請の場合

提出期間最終日消印（令和６年２月５日）のあるものまでが有効となります。
なお、郵送の場合は必ず書留や特定記録便等の送付追跡がとれるものとし、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書してください。（宅配便可）

※受付票の返送を希望する場合のみ（必須ではありません）
返送に使用する受付票用ハガキまたは封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名（会社名）、担当者名を記入のうえ提出してください。（封筒の場合は必ず 84 円切手を貼付してください。）後日、受付票を返送します。（受付日を押印するのみで、受付番号等は記入しません）

６．申請の受付期間・時間

令和６年１月１５日（月）から令和６年２月５日（月）まで（ただし、土・日・祝日は除く）
午前８時３０分～正午、午後１時～午後５時１５分（時間厳守）
※　受付期間外は全て返却いたします。

７．提出部数

１　部

８．入札参加資格の有効期間

令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

９．提出書類

No.	提　出　書　類	備　　考
1	提出書類確認表	様式①
2	競争入札参加資格審査申請書(建設工事) （原本）	様式②（奈良県の様式又は国土交通省の様式①－1 による提出も可）
3	委任状（原本）	様式③（任意の様式による提出も可） ※営業所・支店等に権限を委任する場合のみ必要
4	営業所一覧表	様式④（国土交通省の様式④による提出も可）
5	経営規模等評価結果通知書及び 総合評定値通知書（写し）	最新のもので、有効期限内であるもの ※「その他の審査項目（社会性等）」欄において社会保険等の加入欄が『無』の場合で、通知書発行後に保険料を納めているときは、直近の標準報酬決定通知書、領収証書又は納入証明書等の写しを添付してください。
6	使用印鑑届（原本）	様式⑤
7	印鑑証明書 （写し可、ただし拡大コピーしないこと）	申請日より３ヶ月以内に発行されたもの ※黒滝村の住民基本台帳に登録されている者にあっては省略可能
8	技術職員名簿（経審申請時の書類の写し）	※名簿に記載の職員のうち入札参加資格審査申請日までに退職した者がある場合は、その者の氏名を赤色二重線で消してください。 ※経審の技術職員名簿に記載されていない技術職員で、入札参加資格審査申請日において３ヶ月以上常時雇用している技術職員がいる場合は、その者の氏名及び当該者が保有する資格を赤字で記入のうえ下記書類を添付してください。 ＜添付書類＞ ○当該資格を保有していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経験証明書） ○3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（下記１～４にそれぞれ該当する書類①及び②、又は５の書類） １．社会保険・雇用保険加入者 ①(社会保険)標準報酬決定通知書（写し） ②(雇用保険)事業所別被保険者台帳照会の（写し） ２．社会保険加入者(雇用保険適用除外) ①(社会保険)標準報酬決定通知書（写し） ②(社会保険)健康保険被保険者証（写し） ３．雇用保険加入者(社会保険適用除外) ①国民健康保険保険証（写し） ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し） ４．社会保険、雇用保険適用除外者 ①国民健康保険保険証（写し）又は後期高齢者医療被保険者証（写し）

		②入札参加資格審査申請日以前 3 ヶ月以上の勤務状況書類（給与台帳、出勤簿等）（写し） ５．その他３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を客観的に確認できる書類
9	工事経歴書（経審申請時の書類の写し）	直近２年分
10	建設業許可通知書（写し可）又は 建設業許可証明書（写し可）	最新のもので、有効期限内であるもの
11	**（法人の場合）**登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）	申請日より３ヶ月以内に発行されたもの
	（個人の場合）代表者の住民票（写し可）	申請日より３ヶ月以内に発行されたもの ※黒滝村の住民基本台帳に登録されている者にあっては省略可能
12	納税証明書（写し可）	申請日より３ヶ月以内に発行されたもので、 ・〔国税〕「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」 ※ 所管する税務署での申請時に証明書の種類で、個人は『その３の２』、法人は『その３の３』を選択してください。 ※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。 ※ 免税事業者であっても必ず提出してください。 ・〔市町村税〕市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（国保加入者の場合のみ）・・直近分「納税証明書（競争入札参加資格審査申請にかかる滞納のない証明用）」 ※ 村外に所在地がある場合は、所在地（本店のみ、支店は不要）の税務担当課で、申請時に証明の種類で 『滞納がない証明書』を選択してください。事業所課税等が非課税の場合は、確定申告書の写しを提出してください。 ※納付が税務課に反映するには、納付日（口座引落日）から 10 日ほどかかります。 ※黒滝村に上記の納税義務のある者にあっては、様式⑧を添付することで黒滝村税の納税証明書の提出に替えることができます。
13	建設工事業者カード	様式⑥ （登録を希望する業種は、該当する業種に係る建設業許可を受け、経営事項審査を受審し、総合評定値通知書に平均完成工事高がある業種のみとします。また、「営業所内容」欄に記入した営業所がある場合は、当該営業所が受けている建設業許可業種に限ります。）
14	誓約書（原本）	様式⑦ ※必要に応じて奈良県警察本部又は吉野警察署に対し、照会す

		ることがあります。
15	黒滝村税及び黒滝村使用料の納税・納付確認承諾書	様式⑧ ※黒滝村に村税及び村使用料の納税義務がある者のみ
16	（村内業者の場合）奈良県の入札参加資格審査申請の受付票（写し）	※奈良県に入札参加資格審査申請をしている場合のみ必要
17	主観的事項審査書類（村内業者で該当者のみ提出してください） （1） ①緊急維持業務・雪寒対策業務（契約書の写し） ②災害又は防災に関する協定（協定書又は団体会員が確認できるものの写し） （2） ③村内在住者雇用状況報告書 ④消防団員登録報告書	①緊急維持業務又は雪寒対策業務に係る黒滝村を相手方とする契約において、その契約日が直近1年以内のもの ②申請時において、黒滝村と災害又は防災に関する協定を締結している方又は団体の会員となっている方は、そのことが確認できるもの ③黒滝村住民基本台帳に登録されている事業主又は従業員（審査基準日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る）がある者（様式⑨） ④黒滝村消防団員台帳に登録されている事業主又は従業員（審査基準日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る）がある者（様式⑩）

※　「納税証明書」等を本人以外が交付請求する場合には、交付窓口で証明書請求のための「委任状」等が必要となります。

※　以上の書類を十分に精査した上、**フラットファイルに番号順に綴じ提出してください。**また、表紙と背表紙には必ず「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」と、「法人名／個人名」を記入してください。また、可能な限り両面印刷で枚数削減に努めてください。

10. 主観的事項審査について（村内業者に係る等級の決定）

入札参加資格の認定を行った者のうち、村内に本店を有する者については、次に掲げる項目の審査を行い、（1）・（2）の項目よりに各1項目以上該当すると認められる場合は、黒滝村建設工事に係る格付け要領（平成27年要領第6号、村HP内の例規集を参照してください。）に基づき、格付の有効期間中の対応するランクの1ランク上位に格付を行います。　(9.提出書類　No.16)

（1）①緊急維持業務・雪寒対策業務の請負の状況
　　②災害又は防災に関する協定の状況

（2）①村内在住者雇用の状況
　　②消防団員登録の状況

11. その他

・有効期間は令和6・7年度で、期間途中での随時受付は行いませんので、申請漏れ等のないようにしてください。（来年度同時期に中間受付は行う予定です。）

・申請書類は、黒滝村役場 総務課 入札係まで受け取りに来るか、黒滝村役場ホームページからダウンロードしてください。
　黒滝村ホームページ　→　https://www.vill.kurotaki.nara.jp/

・受付後、申請内容や資格要件の不備がある場合は、必要書類の提出や補正を求める場合があり、指定する期日までに補正ができない場合は、資格審査を行わず提出書類を返却します。

・受付後の資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）については、資格者名簿に登録するものとし、令和6年4月中に村ホームページにおいて公表し、通知に代えるものと

します。

・申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求める場合があります。

・欠格要件に該当することとなった場合や、申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした場合等は、参加資格を取り消す場合があります。

・申請書や添付書類の記載内容等に変更が生じた場合等は、速やかに変更の旨を届け出てください。

・建設工事の登録にあっては毎年継続して経営事項審査を受け、その都度最新版を提出してください。